

台風シーズン到来！ ～災害に便乗した契約トラブルに注意～

昨年の台風では、鎌倉市内でも大きな被害が発生しました。
また、今年は全国各地で豪雨被害が発生しています。
こうした自然災害に便乗した消費者被害を未然に防ぐため、
台風シーズンが到来する前に、住宅修理等の契約トラブルにつ
いて、相談事例とその解決に向けたアドバイスを紹介します。



©神奈川県 2013

事例1. 急を要する場合であっても、見積書の内容をよく確認してから契約しましょう！

台風で雨漏りが発生したため、近所で外壁塗装工事をしている業者に相談したところ、「屋根の業者を紹介する」との説明を受けた。しかし、家に来たのは相談した外壁塗装工事業者だった。見積内容が適正なものか確認したい。

【注意】見積書の依頼は慎重に、十分な内容確認が必要です。

住宅に関する相談窓口＜住まいのダイヤル 0570-016-100＞では、見積内容のチェックなど、住まいについてのいろいろな相談が受けられます。（※通話料がかかります）

屋根の修理は、大掛かりになる可能性もあります。雨漏りが発生してもあわてず複数の事業者から見積もりをとり、慎重に契約しましょう。また、見積書の作成は無料とは限りません。作成を依頼する際は、作成費用の有無を確認しましょう。

事例2. 訪問販売業者から「屋根の修理が必要です」と言われたが、必要ではなかった！

台風の後、見知らぬ業者の訪問があり、「近所で屋根の工事をしていたらお宅の屋根瓦がずれているのが見えた。すぐに修理をした方がよい。屋根に上がってもよいか」との説明を受けたが、突然のことであったため修理を断った。ところが、近所で屋根の工事をしている家はなく、家を建てた工務店に屋根を見てもらったところ、「修理する箇所はない」とのことであった。

【注意】「近所で工事をしている」などと言って、突然家を訪ねてきます。これは訪問販売の点検商法の手口です。

住まいの中で、“登れない屋根”“潜れない床下”は、悪質業者から勧誘されやすいところです。「修理が必要」と説明されても、あわてて契約してはいけません。事例のように、家を建てた事業者などに相談して、本当に工事が必要なのか確認しましょう。

事例3.「保険金を使って、自己負担なく修理ができる」と言われたが、本当か!!

台風で壊れた雨どいの修理を検討していたところ、3日前に見知らぬ業者の訪問があり、その際「台風の被害は損害保険で自己負担なく修理できる。保険の手続きも代行する」との説明を受けた。自己負担がなく修理できるなら良いと思い修理と保険代行に関して契約を行った。しかし、契約書をよく確認すると、保険金の受領後に業者に対して「代行手数料」を支払うことになっていた。解約したい。

【注意】台風等による自宅の被害を「損害保険で修理できる」と勧誘するトラブルが増えています。

保険金請求の代行契約だけを勧誘する業者等もあります。また、「自己負担がない」と説明されても、手数料が掛かる場合があります。保険金請求の代行を依頼する場合も、契約内容を確認しましょう。事例については、契約書を受取ってから8日以内であったため、「クーリング・オフ」を適用して解約することができました。

トラブルにあわないための注意点

・すぐに契約しない

契約する前に契約内容をよく確認してください。家族などに相談することも大切です。検討した結果、不要と思われるものはきっぱりと断りましょう。

・保険契約の内容などを確認し、自分で保険会社に問い合わせをしましょう

住宅修理等に関して「保険金が使える」といって勧誘された場合は、本当に保険が適用されるのか自分で保険会社に確認してください。

・うその理由での保険金請求はしない

台風などの自然災害の被害ではなく、経年劣化なのに「台風被害と一緒に請求できる」と事業者からうその理由での請求を勧められることがあります。不正な請求をした結果、保険契約が解除されたり、保険金の返金を求められたりすることがあります。事業者からうその請求を勧められたら、契約している保険会社に相談しましょう。

商品やサービスの契約トラブル等は「鎌倉市消費生活センター」にご相談ください!

◆相談時間 9:30～16:00(月～金) 祝日・年末年始は除く

◆電 話 0467-24-0077(直通)

FAX 0467-23-3445

土・日・祝日は 消費者ホットライン ☎ 188 へ

◆場 所 本庁舎 1階 44番窓口



契約は慎重に！ 相談はお早めに！

©神奈川県 2013